

国家公務員の給与減額支給措置について

平成23年6月3日・閣議決定

政府は、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）を踏まえ、人件費を削減するための措置について検討を進めてきたところであるが、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから、国家公務員の給与について以下のとおり減額支給措置を講ずることとし、必要な法律案を今国会に提出する。

1、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける国家公務員の給与については、別紙1のとおり減額支給措置を講ずることとする。

2、特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）の適用を受ける国家公務員の給与については、別紙2のとおり減額支給措置を講ずることとする。

3、検察官の給与については、裁判官の給与に準じることとされていることを踏まえつつ、1及び2の趣旨に沿った減額支給措置を講ずることとする。

4、防衛省の職員の給与については、1の趣旨に沿った減額支給措置を講ずることとする。ただし、自衛官（将・将補（一）を除く。）

並びに自衛隊の部隊及び機関に勤務する事務官等については、施行の日から起算して6月を超えない範囲内で政令で定める期間まで給与減額支給措置を適用しない。

5、独立行政法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第13号に規定する独立行政法人をいう。）の役職員の給与については、法人の業務や運営のあり方等その性格に鑑み、法人の自律的・自主的な労使関係の中で、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずるよう要請する。

また、特殊法人等の役職員の給与についても、同様の考え方の下、必要な措置を講ずるよう要請するとともに、必要な指導を行うなど適切に対応する。（以上）

（別紙1）

一般職給与法適用対象者の給与減額支給措置要綱

I 俸給月額、俸給の特別調整額、期末手当、勤勉手当等の支給減額率

1 俸給月額

- ① 本省課室長相当職員以上（指定職、行(一)10～7級） ▲10%
- ② 本省課長補佐・係長相当職員（行(一)6～3級） ▲8%
- ③ 係員（行(一)2、1級） ▲5%

その他の俸給表適用職員については、行(一)に準じた支給減額率

※1 平成17年給与法改正法附則第11条の規定による俸給（給与構造改革に伴う経過措置額）についても、俸給月額と同率で減額

※2 55歳超職員給与減額支給措置(▲1.5%)適用後の俸給月額等についても、同率で減額

- 2 俸給の特別調整額（管理職手当） 一律▲10%
- 3 期末手当及び勤勉手当 一律▲10%
- 4 委員、顧問、参与等の日当 一律▲10%

II 俸給月額に連動する手当等の減額支給

- 1 地域手当等の俸給月額に連動する手当（期末手当及び勤勉手当を除く。）の月額は、減額後の俸給月額等の月額により算出
- 2 超過勤務手当等の算出基礎となる勤務1時間当たりの給与額や休職者の給与は、減額後の俸給月額等の月額により算出

※ 扶養手当、住居手当等の俸給月額に連動しない手当については、減額の対象外

III 給与減額支給措置の期間

法律の公布の日の翌々月の初日から平成26年3月31日まで

IV その他

期間業務職員等の非常勤職員については、常勤職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給することとされているが、常勤職員より相当程度給与水準が低い場合には、減額を行わないことを基本とする運用を行う。

（別紙2）

特別職給与法適用対象者の給与減額支給措置要綱

I 俸給月額及び期末手当の支給減額率等

1 俸給月額

- | | |
|----------------------------------|------|
| ① 内閣総理大臣 | ▲30% |
| ② 国務大臣クラス・副大臣クラス | ▲20% |
| ③ 大臣政務官クラス、常勤の委員長・委員、大公使等（②以外の者） | ▲10% |

※ 地域手当の月額は、減額後の俸給月額により算出

2 期末手当

- | | |
|--------------------------------------|--------|
| ① 内閣総理大臣、国務大臣クラス、副大臣クラス俸給月額の支給減額率と同じ | |
| ② ①以外の者 | 一律▲10% |
| 3 非常勤の委員等の日当等 | 一律▲10% |

4 秘書官については、一般職給与法適用対象者に準じて措置

II 給与減額支給措置の期間

法律の公布の日の翌々月の初日から平成26年3月31日まで

国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案要綱

第一 趣旨

我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出削減が不可欠であることから、国家公務員の人件費を削減するため、国家公務員の給与に関する特例を定めるものとする。

第二 一般職の職員の給与に関する法律の特例

一 この法律の施行の日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、職員への俸給月額を支給に当たっては、俸給月額に、係員級職員については100分の5、係長及び課長補佐級職員については100分の8、課室長級職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員については100分の10を乗じて得た額に相当する額を減額すること。

二 特例期間においては、俸給の特別調整額の支給に当たっては、支給額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を、専門スタッフ職調整手当の支給に当たっては、支給額に職員の区分に応じた割合を乗じて得た額に相当する額を、地域手当、広域異動手当の支給に当たっては、俸給月額及び専門スタッフ職調整手当に対する地域手当及び広域異動手当に職員の区分に応じた割合を乗じて得た額及び俸給の特別調整額に対する地域手当及び広域異動手当に100分の10を乗じて得た額に相当する額を、研究員調整手当の支給に当たっては、俸給月額に対する研究員調整手当に職員の区分に応じた割合を乗じて得た額及び俸給の特別調整額に対する研究員調整手当に100分の10を乗じて得た額に相当する額を、特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当の支給に当たっては、俸給月額に対する特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当に職員の区分に応じた割合を乗じて得た額に相当する額を減額すること。

三 特例期間においては、期末手当及び勤勉手当の支給に当たっては、減額前の俸給月額等を基礎に算定した支給額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減額すること。

四 特例期間においては、非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、その限度額を月額3万1600円に引き下げるとともに、その限度額により難い特別な事情がある場合の限度額を月額9万円に引き下げる。

五 一般職の職員の給与に関する法律附則第8項の適用を受ける職員については、俸給月額及び俸給月額に対する手当の月額から、同項の規定により給与から減ずることとされた額を減じた後の額を基礎として、二及び三で支給に当たって減ずる額を算定すること。

第三 国家公務員災害補償法の特例

特例期間においては、国家公務員災害補償法第4条第4項の規定に基づき算出される職員の平均給与額は、支給に当たって減ずることとされた額に相当する額を減じた給与の額を基礎として当該人事院規則の規定の例により算出した額とする。

第四 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律の特例

特例期間においては、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和45年法律第117号）第5条第1項の規定により国際機関に派遣される職員に支給することができる給与の上限額を、この法律の規定によりその支給に当たって減額することとされている給与の額に相当する額引き下げる。

第五 国家公務員の育児休業等に関する法律の特例

国家公務員の育児休業等に関する法律第26条の規定に基づく育児時間の承認を受けて勤務しない職員の給与の減額についての所要の規定の整備を行うこと。

第六 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の特例

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第20条の規定に基づく介護休暇をしている職員の給与の減額についての所要の規定の整備を行うこと。

第七 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の特例

一 特例期間においては、任期付研究員への俸給月額及び期末手当を除く俸給月額の支給に当たっては、俸給月額に、第一号任期付研究員俸給表第1号俸から第3号俸まで及び第二号任期付研究員俸給表の適用を受ける職員については100分の8、第一号任期付研究員俸給表第四号俸以上の適用を受ける職員及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第6条第4項の規定に基づく俸給月額を受ける職員については100分の10を乗じて得た額に相当する額を減額すること。

二 特例期間においては、任期付研究員業績手当の支給額を、俸給月額に職員の受ける俸給月額の区分に応じた割合を乗じて得た額に相当する額減額すること。

三 特例期間においては、任期付研究員への手当の支給に当たっては、第二の二及び三を準用すること。

第八 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の特例

一 特例期間においては、特定任期付職員への俸給月額を支給に当たっては、俸給月額に、特定任期付職員俸給表第一号俸から第四号俸までの適用を受ける職員については100分の8、同俸給表第五号俸以上の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第7条第3項の規定に基づく俸給月額を受ける職員については100分の10を乗じて得た額に相当する額を減額すること。

二 特例期間においては、特定任期付職員業績手当の支給額を、俸給月額に職員の受ける俸給月額の区分に応じた割合を乗じて得た額に相当する額減額すること。

三 特例期間においては、特定任期付職員への手当の支給に当たっては、第二の二及び三を準用すること。

第九 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の特例

一 職務とともに教授等の業務を行うための法科大学院派遣により勤務しない職員の給与の減額についての所要の規定の整備を行うこと。

二 特例期間においては、もっぱら教授等の業務を行うために法科大学院に派遣される職員に支給することができる上限額を、この法律の規定によりその支給に当たって減額することとされている給与の額に相当する額引き下げること。

第十 特別職の職員の給与に関する法律の特例

一 特例期間においては、内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額を支給に当たっては、俸給月額に、内閣総理大臣については100分の30、国务大臣級又は副大臣級の俸給月額を受ける者については100分の20、大臣政務官、常勤の委員長等、大公使、特別職の職員の給与に関する法律別表第3に掲げる5号俸以上の俸給月額を受

ける秘書官等については100分の10、同表に掲げる一号俸から四号俸までの俸給月額を受ける秘書官については100分の8を乗じて得た額に相当する額を減額すること。

二 特例期間においては、一以外の給与の支給に当たっては、第二の適用を受ける職員の例により減額すること。ただし、内閣総理大臣及び国務大臣級又は副大臣級の俸給月額を受ける者に対する期末手当の支給に当たっては、減額前の俸給月額等を基礎に算定した支給額に、俸給月額の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減額すること。

第十一 裁判所職員臨時措置法に関する法律の特例

特例期間においては、裁判所職員について、この法律の規定の一部を準用するものとする。

第十二 防衛省の職員の給与等に関する法律の特例

一 特例期間においては、防衛省の職員のうち事務官等（自衛隊教官俸給表の適用を受ける者を除く。）への俸給月額（防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律附則第15条の規定の適用を受ける職員に支給される同条の俸給を含む。）の支給に当たっては、一般職の国家公務員に準じて減額すること。

二 特例期間においては、防衛省の職員のうち自衛隊教官俸給表又は自衛官俸給表の適用を受ける者への俸給月額（防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律附則第十五条の規定の適用を受ける職員に支給される同条の俸給を含む。）の支給に当たっては、俸給月額に、職務の級が一級である職員又は階級が二等陸尉以下、二等海尉以下又は二等空尉以下である自衛官については100分の5、職務の級が二級である職員又は階級が二等陸佐以下一等陸尉以上、二等海佐以下一等海尉以上又は二等空佐以下一等空尉以上である自衛官については100分の8、階級が一等陸佐以上、一等海佐以上又は一等空佐以上である自衛官については100分の10を乗じて得た額に相当する額を減額すること。

三 特例期間においては、防衛省の職員の専門スタッフ調整手当、地域手当、広域異動手当、特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当の支給に当たっては、一般職の国家公務員に準じて減額すること。

四 特例期間においては、俸給の特別調整額の支給に当たっては、支給額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減額すること。

五 防衛省の職員の給与等に関する法律附則第5項の適用を受ける職員については、一般職の職員の給与に関する法律附則第八項の適用を受ける職員に準じて、支給に当たって減ずる額を算定すること。

第十三 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律

特例期間においては、国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律第5条第1項の規定により国際機関に派遣される防衛省の職員に支給することができる上限額を、この法律の規定によりその支給に当たって減額することとされている給与の額に相当する額を引き下げること。

第十四 端数計算

この法律において俸給月額等から支給に際して減額することとされている額に一円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てること。

第十五 その他

一 この法律は、公布の日の属する月の翌々月の初日（公布の日が月の初日であるときは、翌月の初日）から施行すること。

二 第十二は、自衛官（将及び将補Hを除く。）並びに事務官等のうち自衛隊の部隊及び機関に勤務するものについては、この法律の施行の日から起算して6月を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間は、適用しないこと。

三 その他この法律の施行に関し必要な措置等を定めること。

以 上